平成２２年（フ）第７０号
千葉県館山市八幡665番地の20　１
債務者　鈴木　徹也
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第３６３９号
愛知県日進市折戸町高松52番地13　サフィニアガーデンＥ―201
債務者　和田　弘徳
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７６８号
名古屋市港区港北町１丁目４番地　新港北荘Ｔ－８棟303号
債務者　横井　貴志
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９４号
兵庫県加古郡播磨町野添城３丁目７番１―302号
債務者　福山　明夫
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９２７号
兵庫県姫路市飾磨区玉地１丁目73番地　益田マンション401
債務者　居神　文代
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９２８号
兵庫県姫路市飾磨区玉地１丁目73番地　益田マンション401
債務者　居神　由美
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９３０号
兵庫県姫路市山吹２丁目11番19―１号
債務者　幸光運送こと　佐古田節幸
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９５１号
兵庫県姫路市兼田194番地２
債務者　石橋　淳子
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９８２号
兵庫県加古川市別府町別府612番地の７
債務者　斉藤　美奈
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３号
兵庫県姫路市北八代１丁目13番12―201号メゾン北八代
債務者　杉山忠義こと　金　　忠義
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８７８号
仙台市青葉区台原３丁目16番２号　エクセレント台原101
債務者　小松　　雄
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
仙台市若林区中倉３丁目13番40号　ファミーユ中倉102
債務者　中島　幸男
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
仙台市青葉区北根３丁目15番12号　ヒルサイドテラス106
債務者　阿部　光枝
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
福島市飯坂町中野字高取20番地の11
債務者　迫本久美子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３８５号
福島市飯野町字白山24番地
債務者　阿部　玲子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３９６号
福島県伊達市保原町字元町12番地　ミツワアパート13号
債務者　半澤　忠逸
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１８９号
茨城県北相馬郡利根町大字羽根野850番地51
債務者　鈴木孝一郎
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係